

## 糸田町移住・定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、糸田町への移住・定住の促進と地域の活性化を図ることを目的とし、糸田町外から糸田町内の民間賃貸住宅に入居しようとする者に対し、予算の範囲内において糸田町移住・定住促進民間賃貸住宅家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、糸田町補助金交付規則（平成18年糸田町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住用に供する本町の区域内に存する住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 町営住宅、県営住宅その他公的賃貸住宅
  - イ 社宅、寮その他給与住宅
  - ウ 3親等内の親族が所有する住宅
  - エ アからウまでのほか、町長がこの補助事業の趣旨に合わないとする住宅
- (2) 月額家賃 賃貸借契約書に規定されている月額賃借料で、共益費、管理費及び駐車場使用料等を除いたものをいう。
- (3) 転入世帯 世帯全員が、町に転入した日から1年未満、かつ、転入の前日1年間に於いて町内に住所を有していなかった世帯をいう。
- (4) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する手当等の月額をいう。

### (補助対象世帯)

第3条 補助金の交付対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 世帯全員が平成28年4月1日以降に町に転入（生活実態がある）し、町内の民間賃貸住宅に住所を有する転入世帯であること。
- (2) 転入した日から1年以内にこの要綱に基づく補助金の交付を申請した者
- (3) 当該民間賃貸住宅を自己の居住用以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は使用権を譲渡していない者
- (4) 世帯全員が過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 世帯全員が町税及び使用料等を滞納していないこと。
- (6) 世帯全員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の適用又は他の公的

制度による家賃補助を受けていないこと。

(7) 世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に該当しないこと。

（補助金の額及び交付期間等）

第 4 条 この要綱による補助金の額は、月額家賃から住宅手当の額を減じた額の 2 分の 1 とし、2 万円を限度とする。

2 前項の規定により算出して得た額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付対象期間は、転入日から 1 年以内かつ申請日を含む年度内にある補助開始日の属する月から 24 月を限度とする。

4 補助金の交付は、4 月 1 日から 9 月 30 日までを第 1 期、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを第 2 期とし、それぞれの期の補助対象月分（6 月以内）を交付するものとする。ただし、補助対象期間内で未請求月分がある場合は、この限りではない。

（補助金の交付申請）

第 5 条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、糸田町移住・定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、次年度以降も継続して申請する場合は、書類の添付を一部省略することができる。

(1) 賃貸借契約書の写し

(2) 世帯全員が記載されている住民票謄本

(3) 住宅手当を証明する書類（手当の支給がない場合はその旨を証明する書類）

(4) 世帯全員の納税証明書等又は滞納がないことを証明する書類（前住所地等のもの）

(5) その他町長が必要と認める書類

2 交付申請は、初めて補助金の交付申請をする年度を除き、毎年度 5 月末日までに行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第 6 条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、糸田町移住・定住促進民間賃貸住宅家賃補助金交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 7 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号に定める期間までに糸田町移住・定住促進民間賃貸住宅家賃補助金請求書（様式

第 3 号) に家賃の支払いを証明する書類を添付し、町長に補助金を請求するものとする。

- (1) 第 1 期分の補助金 10 月末日まで
- (2) 第 2 期分の補助金 4 月末日まで
- (3) 前 2 号の規定に関わらず資格を喪失したとき 喪失した日の属する月の翌月末まで

(補助金の額の確定)

第 8 条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定者に補助金を支払うものとする。

(交付決定者の報告義務)

第 9 条 交付決定者は、提出書類の記載内容に変更があったときは、糸田町移住・定住促進民間賃貸住宅家賃補助金変更(喪失)届(様式第 4 号)に変更の内容が確認できる書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。ただし、次の各号に定める事項については、この限りではない。

- (1) 子どもの出生による世帯構成の変更
- (2) 世帯員の年齢の変動
- (3) 共益費、駐車場使用料等、直接住宅の賃借料として認められない費用の変動

2 町長は、前項の規定による報告があったとき、又は申請内容に変更があったことを知ったときは、糸田町移住・定住促進民間賃貸住宅家賃補助金変更通知書(様式第 5 号)により交付決定者に通知するものとする。

(資格の喪失)

第 10 条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当したときは、補助を受ける資格を喪失し、当該資格喪失日の属する月の翌月以降の補助金を交付されないものとする。

- (1) 交付決定者が民間賃貸住宅を退去し、又は賃貸借契約を解除したとき。
- (2) 第 3 条第 3 号から第 7 号に該当するようになったとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他、町長が相当の理由があると認めるとき。

2 交付決定者は、前項に該当するときは、糸田町移住・定住促進民間賃貸住宅家賃補助金変更(喪失)届(様式第 4 号)に喪失の内容が確認できる書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。3 町長は、交付決定者が本条第 1 項の規定により資格を喪失したときは、糸田町移住・定住促進民間賃貸住宅家賃補助金取消通知書(様式第 6 号)によりその旨を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助

金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出した書類に虚偽その他不正があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が補助金の返還を相当と認めたとき。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第 5 条の交付申請及び第 6 条の交付決定に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。
- 3 この要綱の失効前に補助の交付を受けた事案について、第 11 条の規定に基づく補助金返還の適用については、前項の規定に関わらず、同項の規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。